

2017年12月

お客様各位

巣鴨信用金庫

特定個人情報等の利用目的の変更について

巣鴨信用金庫（以下、「当金庫」といいます。）は個人情報保護法第15条第2項及び第18条第3項を踏まえ、当金庫の「個人番号及び個人番号をその内容に含む個人情報（以下、「特定個人情報等」といいます。）の利用目的」を以下の通り変更することをお知らせいたします。

なお、変更日は預金口座付番が開始される2018年1月1日からといたします。

- ① 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③ 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④ 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑥ 教育資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑦ 預金口座付番に関する事務のため

特定個人情報等は本人の同意があった場合でも、例外として認められている場合を除き上記の利用目的を超えて利用いたしません。



喜ばれることに喜びを
巣鴨信用金庫